

大田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月1日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第73号

大田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則  
大田市特定非営利活動促進法施行細則（平成20年大田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告」を「公表」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第2項の」の次に「公表及び」を加え、同項を同条とする。

第4条中「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。